

所管課	公平委員会事務局														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策								
							その他の事業								
事業：公平委員会事業										整理番号	0509				
目的	法令により定められた権限に基づき公平委員が行う公平審査等の実施に際し、公平委員の事務の補助を行う。														
目標	地方公務員法に基づき、職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定、職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する裁決又は決定、職員団体の登録、管理職員等の範囲の決定、公平委員会規則の改正、広域連携に向けた取組みの検討を行い、現状にあった制度運用の確立を図る。														
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		947		コスト情報・評価	総コスト(千円)		3,405		総合評価	妥当性		A		
	財源内訳	一般財源		942		内訳	事業費		947		効率性		A		
		国府支出金		0			人件費		2,458		有効性		A		
		地方債		0			公債費		0		本年度は、審査請求の判定及び公平委員会の共同設置に伴う調整を行った。				
		その他特定財源		5			一人あたり(円)		31						
							世帯あたり(円)		72						
貢献度		施策に対する事業貢献度		根拠											
今後の方向性	平成27年4月からの公平委員会の共同設置に伴い、独立性の担保と委員の専門性の確保を図りながら、効率的な事務運営を行う。														

事業優先順位	1 細事業：公平委員会事業										整理番号	01			
目的	法令により定められた権限に基づき公平委員が行う公平審査等の実施に際し、公平委員の事務の補助を行う。														
目標	地方公務員法に基づき、職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定、職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する裁決又は決定、措置の要求や不利益処分に関する不服申し立てにいたらない職員の苦情相談、職員団体の登録、管理職員等の範囲の決定、公平委員会規則の制定、広域連携に向けた取組みの検討などについて適正に実施する。														
事業実施主体	直営		事業開始年度	昭和47年度以前		根拠法令									
事業費・財源			平成26年度	平成25年度	比較		コスト情報・従事職員数			平成26年度	平成25年度	比較			
	事業費(決算額)(千円)		947	976	-29			総コスト(千円)		3,405	4,026	-621			
	財源内訳	一般財源		942	976	-34		内訳	事業費		947	976	-29		
		国府支出金		0	0	0			人件費		2,458	3,050	-592		
		地方債		0	0	0			公債費		0	0	0		
		委員研修食事代		3	0	5			一人あたり(円)		31	36	-5		
		職員研修食事代		2					世帯あたり(円)		72	85	-13		
			0					参考		職員数(人)		0.32	0.40	-0.08	
								再任用職員数(人)		0.00	0.00	0.00			
今後の方向性	平成27年4月からの公平委員会の共同設置に伴い、独立性の担保と委員の専門性の確保を図りながら、効率的な事務運営を行う。														
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者		市職員									
	A	A	A												

事業：公平委員会事業

1. 公平委員会※事業

地方公務員法に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定、職員団体の登録、管理職員等の範囲の決定、公平委員会規則の制定などについて検討した。

細事業：公平委員会事業

1. 公平委員会の開催

現在の社会情勢から公務員に対して厳しい目が向けられる中、職員の身分等を公平・公正に確保するため、不服申立ての審査及び市労務制度の現状の把握に努めた。

平成26年度は、7回の公平委員会を開催し、公平委員会の共同設置、審査請求、職員団体の登録の取消し等の議題を審議した。

※ 公平委員会

…地方自治法第202条の2第2項に規定され、地方公務員法第7条第2項から第4項までの規定に基づき設置される。
職員に対する不利益処分に関する不服申立ての裁決、勤務条件に関する措置要求の判定、苦情相談等を行う。

2. 公平委員会に関する不服申立て等の状況

職員から不利益処分に関する不服申立てが1件提出された。これに伴い、準備手続き及び口頭審理を各1回行い、「本件審査請求を（棄却・却下）する」判定を行った。

3. 会議・研修会等への参加

平成26年度は、全国公平委員会連合会理事及び大阪府公平委員会連合会東部ブロック幹事市を羽曳野市公平委員会に引き継いだ。

日時	会議名	会場	参加人数
平成26年5月9日	全国公平委員会連合会 近畿支部特別研究会総会	姫路キャッスル グランヴィリオホテル	2人
平成26年5月28日	大阪府公平委員会連合会役員会	エブノ泉の森ホール	2人
平成26年5月28日	大阪府公平委員会連合会通常総会	エブノ泉の森ホール	2人
平成26年7月3日 及び4日	全国公平委員会連合会 本部研究会	笹川記念会館	2人
平成26年7月25日	全国公平委員会連合会 近畿支部総会及び事務研究会	ホテル日航姫路	2人
平成26年10月8日	大阪府公平委員会連合会 東部ブロック総会・研修会	羽曳野市役所	2人
平成26年10月24日	全国公平委員会連合会通常総会	笹川記念会館	1人

4. 南河内3市2町1村の公平委員会の共同設置を検討

南河内3市2町1村（河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村）の公平委員会担当者が参加し、公平委員会の共同設置について、6回の会議を行い、検討した。

結果として、富田林市を幹事市とする南河内3市2町1村の公平委員会（南河内広域公平委員会）が平成27年4月1日に共同設置された。